別表三の一付表三の表中

国家戦略特別区域における指定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 （別表十（二）「８」のうち帰せられる金額）

を

国家戦略特別区域における指定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 （別表十（二）「10」のうち帰せられる金額）

に改め、同表の記載要領第１号中「、法」を「、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）」に、「が法」を「が令和２年旧法」に改め、同第二号中「に法」を「に令和２年旧法」に、「より法」を「より令和２年旧法」に改める。

第１条のうち、法人税法施行規則別表四の表の改正規定のうち同表の表中

対象純支払利子等の損金不算入額 （別表十七（二の二）「27」又は「32」）

を

対象純支払利子等の損金不算入額 （別表十七（二の二）「29」又は「34」）

に、

沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額 （別表十（一）「９」若しくは「13」又は別表十（二）「８」）	28	△		※

を

△		沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額又は要加算調整額の益金算入額 （別表十（一）「15」若しくは別表十（二）「10」又は別表十（一）「16」若しくは別表十（二）「11」）	28			※	

に、

合計 (26)＋(27)＋(28)＋(29)＋(30)＋(31)＋(32)±(33)

を

合計 (26)＋(27)±(28)＋(29)＋(30)＋(31)＋(32)±(33)

に改め、同表の記載要領第四号(7)の改正規定中「同第四号(7)」を「同第四号(2)中「期間」の次に「（通算子法人にあつては、同条第５項第１号に規定する期間）」を加え、「同号(7)」に改め、同第五号(2)の改正規定中「」を「第10項」を「まで」を「第10項まで又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の13第７項若しくは第８項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）」に改め、同号の次に１号を加える改正規定のうち同第六号中「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）」を「令和２年改正法」に改める。

第１条中法人税法施行規則別表四の次に１表を加える改正規定の次に次のように加える。

別表四の一の記載要領第二号中「生ずる令」を「生ずる法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この号において「令和２年旧令」という。）」に、「より令」を「より令和２年旧令」に改める。

第１条のうち法人税法施行規則別表四の一付表の記載要領第四号(1)の改正規定中「別表四の一付表」の下に「

沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 （（別表十の二（一）「７」又は「12」）又は（別表十（二）「８」のうち帰せられる金額））

」の表中

を

沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 （（別表十の二（一）「７」又は「12」）又は（別表十（二）「10」のうち帰せられる金額））

に改め、同表　を加え、「第四号(1)」を「第二号中「生ずる令」を「生ずる法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この号において「令和２年旧令」という。）」に、「より令」を「より令和２年旧令」に改め、同第四号(1)に、「）第３条」を「。(2)及び(7)において「令和２年改正法」という。）第３条」に改め、「法人税法」の次に「（(2)及び第６号において「令和２年旧法」という。）」を加え、「改める」を「改め、同号(2)中「租税特別措置法」を「令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び次号(2)において「令和２年旧措置法」という。）」に、「（法）を「（令和２年旧法」に改め、同号(3)から(6)までの規定中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改め、同号(7)中「震災特例法」を「令和２年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に改め、同第五号(2)中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第六号中「法第61条の13第１項」を「令和２年旧法第61条の13第１項」に、「法第81条の３第１項」を「令和２年旧法第81条の３第１項」に改める」に改める。